

第2 適用の範囲等

1 対象事業

この指針は、県が実施する公共事業について適用するものであり、地域の景観形成に与える影響等を勘案し、適切な運用に努めるものとします。

2 適用の除外

法令等の定めによる場合及び災害復旧事業等緊急を要する事業には、本指針の適用を除外することができるものとします。

なお、このような場合においても、できる限り景観に配慮した事業の実施に努めるものとします。